

# 下古屋自治区規約

私たちは、市民としての自覚と責任及び相互の信頼と協力に基づき、やすらぎと、うるおいに満ちたよりよい地域共同社会を創造するため、下古屋自治区を組織し、ここに下古屋自治区規約を定める。

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この自治区は、下古屋自治区（以下「自治区」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 自治区は、以下に掲げるような地域住民のふれあいを基礎とし、住民自治の本旨に則って明るく住みよい地域社会をつくることを目的とする。

- (1) 地域住民・諸団体等の意見調整、連絡等に関する事
- (2) 地域住民の相互扶助並びに福祉に関する事
- (3) 地域住民の生活環境整備並びに生活安全に関する事
- (4) 地域のコミュニティ活動の振興に関する事
- (5) 集会施設の維持管理に関する事
- (6) その他前各号に関連する事業

(運営の基本理念)

第 3 条 自治区の運営は、地域住民の個性と自主性を尊重し、地域住民の総意を前提として民主的に運営されなければならない。

(区 域)

第 4 条 自治区の区域は、四郷町のうち下古屋、与茂田、森前、東畑、西山、六反田、宮下河原、松本及び上原町西山の一部を区域とする。

(主たる事務所)

第 5 条 自治区の主たる事務所は、下古屋公民館におく。  
四郷町六反田 8 1 番地 4

## 第 2 章 会 員

(会 員)

第6条 自治区の会員（以下「区民」という。）は、第4条に定める区域に住所を有する個人とする。

(入 会)

第7条 第4条に定める区域に住所を有する個人で自治区に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を区長に提出しなければならない。

2 自治区は、前項の入会申込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退 会)

第8条 区民が次の各号の一つに該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第4条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より別に定める退会届が区長に提出された場合

2 区民が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

### 第 3 章 組

(組)

第9条 自治区に組を設ける。

2 組の区域は、地理的及び社会的条件を考慮して定めるものとする。

(組 長)

第10条 組に組長を置く。

2 組長の任期は、原則として1年とし、組内の地域住民の持ち回りにより就任するものとする。

3 組長は、組内の地域住民の協力を得て次の事項を処理する。

(1) 地域住民の意見の取りまとめ及び自治区運営への参画

(2) 組内における行事の企画及び実施

(3) 地域住民の異動状況の把握及び連絡調整

(4) 区費等の徴収

### 第 4 章 役 員

(役 員)

第11条 自治区に次の役員を置く。

区 長	1名
副区長	2名
会 計	1名（副区長のうち、1名を区長が指名する。）
評議員	若干名
監 事	2名

（役員を選任）

第12条 役員は、総会において、区民の中から選任する。

2 監事と区長、副区長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第13条 区長は、区務全般を掌理し、自治区を代表する。

2 副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるときは職務を代行する。

3 会計は、自治区の会計事務を掌理する。

4 評議員は、区務を審議する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

（1）本自治区の会計及び資産の状況を監査すること。

（2）区長、副区長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

（3）会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

（4）前号の報告をするために必要があると認めたときは、総会の招集を請求すること。

（任 期）

第14条 役員任期は2年以内とし、留任を妨げない。

2 役員が欠けた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員会は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（顧 問）

第15条 自治区に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 役員会は、市議会議員・学識経験者等の内から区の顧問を委嘱し、必要に応じて意見を求めることができる。

（部の設置等）

第16条 区長は、第2条の目的を実施するため、必要な部を置くことができる。

2 設置の必要な部は、運営細則により別に定める。

(役員等の手当)

第17条 自治区は、役員等がその職務を遂行するうえで要する経費を支弁するため、手当を支給することができる。

2 前項の手当は運営細則で定め、予算議決を受けなければならない。

(自治区事務員)

第18条 自治区には、事務員を置くことができる。

2 前項の事務員の任免、待遇等については役員会が運営細則で定める

## 第 5 章 総 会

(総会の種別)

第19条 自治区の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、区民をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、この規約に定めるもののほか、自治区の運営に関する重要なことを議決する。

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年3月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 区長が必要と認めたとき。

(2) 全区民の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第13条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、区長が招集する。

2 区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の5日前までに文書をもって通知し

なければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した区民の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、区民の半数以上の出席がなければ、開会することができない。  
ただし、第26条第2項各号に規定する議案を除く事項に関しては、世帯数の半数以上の出席があれば、開会することができる。

(区民の議決権)

第26条 区民は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の各号を除き、区民の表決権は、世帯で1箇とする。

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 財産の処分に関する事
- (3) 解散に関する事

(総会の書面表決等)

第27条 止むを得ない理由のため総会に出席できない区民は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の区民を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第25条及び第27条第3項の規定の適用については、その区民は出席したものとみなす。
- 3 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 区民の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

## 第 6 章 役員会

(役員会の構成)

第 29 条 役員会は、第 11 条に定める者をもって構成する。ただし、監事は表決権を有しないものとする。

(役員会の権能)

第 30 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない区務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 31 条 役員会は、区長が必要と認めるとき招集する。

- 2 区長は、役員 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも、5 日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 32 条 役員会の議長は、区長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第 33 条 役員会には、第 25 条及び第 27 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「区民」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(諸団体会議)

第 34 条 自治区は、第 2 条の目的を達成するため、必要に応じて自治区内諸団体会議を開催する。

- 2 諸団体会議は、個人、グループ等を含め、その都度必要な出席範囲を区長が決めて招集する。
- 3 諸団体会議の議題は、すべて区民が提案できる。

## 第 7 章 財務

(区 費)

第35条 区民は、総会において別に定める区費を納入しなければならない。

(資産の構成)

第36条 自治区の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 区費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第37条 自治区の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第38条 自治区の資産で第36条第1号に掲げるもののうち不動産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において総区民の4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第39条 自治区の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第40条 自治区の事業計画及び予算は、区長が作成し、原則として毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 自治区の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支決算書、財産目録等作成し、監事の監査を受け、毎会計年度毎に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第42条 自治区の会計年度は、3月1日から翌年2月末日までとする。

## 第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 4 3 条 この規約は、総会において総区民の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、豊田市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第 4 4 条 自治区は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総区民の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 4 5 条 自治区の解散のときに有する残余財産は、総会において総区民の 4 分の 3 以上の議決を得、本自治区と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第 9 章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第 4 6 条 自治区の事務所には、次の帳簿及び書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 規約
- (2) 構成員名簿、役員名簿
- (3) 認可及び登記に関する書類
- (4) 総会及び役員会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 財産目録その他資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第 4 7 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て役員会が別に定める。

附則

この規約は、平成 2 3 年 1 月 3 日から施行する。